

慶弔規定

1. 会員の慶弔に関しては次の基準により慶弔慰金を贈る。
但し理事会は諸般の事情を勘案し変更することができる。変更した場合は、必ず次の例会若しくは総会に於いて報告しなければならない。
 - (1) 正会員の結婚 ￥10,000
 - (2) 正会員の子供誕生 ￥5,000
 - (3) 正会員の長期にわたる病気（1ヶ月以上の入院加療とする） ￥10,000
 - (4) 正会員の死亡 生花及び ￥30,000
 - (5) 正会員婦人の死亡 生花及び ￥10,000
 - (6) 正会員両親及び子供の死亡 ￥10,000
 - (7) 特別会員、名誉会員の死亡生花及び ￥10,000
 - (8) その他、正会員、特別会員及び名誉会員の慶弔で、慶弔慰金を贈るに相応しいと理事会が判定した場合、上記基準により贈る。
2. 次の事項に該当する正会員には感謝状を贈る。
 - (1) 理事・役員任期満了者
 - (2) 正会員卒業者以上のほか必要と認めるときは、理事会の議を経て記念品又は金銭を贈呈する。この場合、事務局員も対象とする。
3. 本会議所が対外活動上必要と思われるものについては、理事会の承認を得て記念品又は金銭を贈呈する。
4. 正式会員死亡の場合、追悼式を行う。

附則

この規則の変更規定は令和元年12月2日から施行する